

答 申 書

答申第5号（諮問第5号）

令和7年1月16日

井川町議会議長 遠藤 政勝 様

井川町情報公開審査会

令和6年6月21日付け井議発第111号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年3月27日付け井議発第77号により、井川町議会議長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

個人情報取扱事務登録簿の登録や要綱（要領）なしに、電話音声録音データの収集はできず、録音の都度かつ事前に根拠法令、利用目的、個人情報の内容等を告知の上、為されるべきであり、上記の不利益処分は是正されるべきであると主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、審査請求人による「議会事務局に設置された電話による音声録音データの収集について、①個人情報保護条例第6条1項及び2項に基づく、決裁後の『個人情報取扱事務登録簿』 ②『議会事務局通話録音装置の運用に関する要綱（又は要領）』」の公文書公開請求に対し、当該公文書が不作成であることから、不存在により非公開決定を行ったものである。

本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、事務局側に対して上記作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。

仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。

よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

「議会事務局に設置された電話による音声録音データの収集について、①個人情報保護条例第6条1項及び2項に基づく、決裁後の『個人情報取扱事務登録簿』②『議会事務局通話録音装置の運用に関する要綱（又は要領）』の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年3月27日付け井議発第77号により、井川町議会議長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年6月21日	諮問の受理（諮問第5号）
②	令和6年10月31日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年1月16日	答申案の審議
④	令和7年1月16日	答申

7 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士